

# 令和元事務年度における相続税の調査等の状況

---

令和2年12月  
沖縄国税事務所

## I 相続税の調査等の状況

- 令和元事務年度における相続税の実地調査の状況
- 令和元事務年度における相続税の簡易な接触の状況

## II 調査に係る主な取組

- 無申告事案に対する調査状況
- 贈与税に対する調査状況

## III 参考計表

- 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

# I 相続税の調査等の状況

## 1 令和元事務年度における相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査については、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案など、大口事案や悪質な不正が見込まれる事案について、実地調査を実施しています。

令和元事務年度においては、**非違割合（95.9%）が前事務年度より10.6ポイント増加**しました。

また、**重加算税賦課件数（17件）が対前事務年度比113.3%と増加し、重加算税賦課対象となる申告漏れ課税価格（636百万円）も対前事務年度比157.6%と増加**しました。

### ○ 相続税の調査実績

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成30事務年度	令和元事務年度		
①	実地調査件数	75 件	73 件	97.3 %	
②	申告漏れ等の非違件数	64 件	70 件	109.4 %	
③	非違割合 (②/①)	85.3 %	95.9 %	10.6 ポイント	
④	重加算税賦課件数	15 件	17 件	113.3 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	23.4 %	24.3 %	0.9 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 <sup>(注)</sup>	3,649 百万円	2,841 百万円	77.8 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	404 百万円	636 百万円	157.6 %	
⑧	追徴 税額	本税	558 百万円	462 百万円	82.7 %
⑨		加算税	82 百万円	80 百万円	97.6 %
⑩		合計	640 百万円	542 百万円	84.6 %
⑪	1 実 地 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) <sup>(注)</sup>	4,866 万円	3,891 万円	80.0 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	853 万円	742 万円	87.0 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

## 2 令和元事務年度における相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和元事務年度においては、**非違及び回答等の割合（56.3%）が前事務年度より15.3ポイント増加し、また簡易な接触1件当たりの追徴税額（121万円）も対前事務年度比176.8%と増加しました。**

### ○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等			
		平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	100 件	48 件	48.0 %	
②	申告漏れ等の非違件数	23 件	23 件	100.0 %	
③	回答等の件数 <sup>(注1)</sup>	18 件	4 件	22.2 %	
④	申告漏れ等の非違件数及び回答等の件数（②＋③）	41 件	27 件	65.9 %	
⑤	非違及び回答等の割合（④／①）	41.0 %	56.3 %	15.3 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 <sup>(注2)</sup>	983 百万円	667 百万円	67.9 %	
⑦	追徴税額	本税	65 百万円	55 百万円	84.4 %
⑧		加算税	3 百万円	3 百万円	93.1 %
⑨		合計	68 百万円	58 百万円	84.8 %
⑩	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格（⑥／①） <sup>(注2)</sup>	983 万円	1,390 万円	141.4 %
⑪	た接り触	追徴税額（⑨／①）	68 万円	121 万円	176.8 %

(注) 1 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

2 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

## II 調査に係る主な取組

### 1 無申告事案に対する調査状況

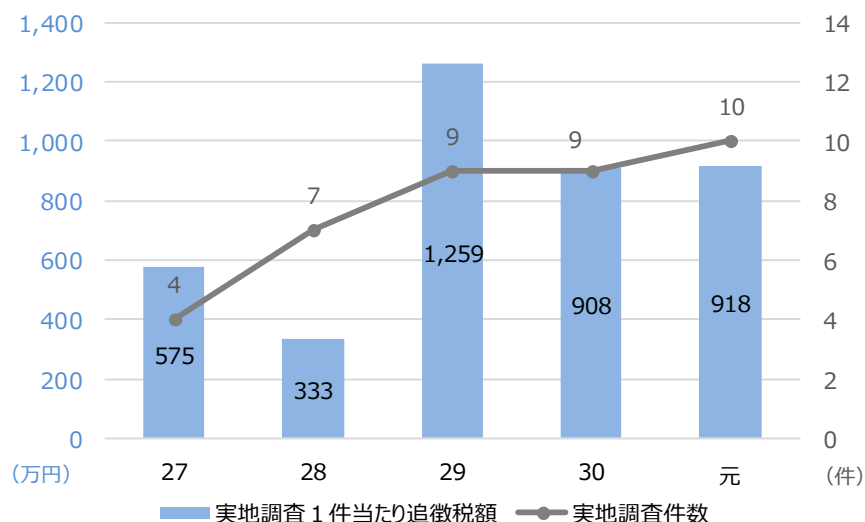
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、実地調査や簡易な接触を活用することで的確な課税処理に努めています。

令和元事務年度においては、**実地調査1件当たりの追徴税額（918万円）**が対前事務年度比**101.2%**と増加しました。

#### ○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成30事務年度	令和元事務年度		
①	実地調査件数	9件	10件	111.1%	
②	申告漏れの非違件数	9件	10件	111.1%	
③	非違割合 (②/①)	100.0%	100.0%	0.0ポイント	
④	申告漏れ課税価格	1,310百万円	1,122百万円	85.6%	
⑤	追徴税額	本税	69百万円	78百万円	113.2%
⑥		加算税	13百万円	14百万円	107.8%
⑦		合計	82百万円	92百万円	112.4%
⑧	1件当たり調査	申告漏れ課税価格 (④/①)	14,554万円	11,218万円	77.1%
⑨		追徴税額 (⑦/①)	908万円	918万円	101.2%

#### ○ 無申告事案に係る調査事績の推移



## 2 贈与税に対する調査状況

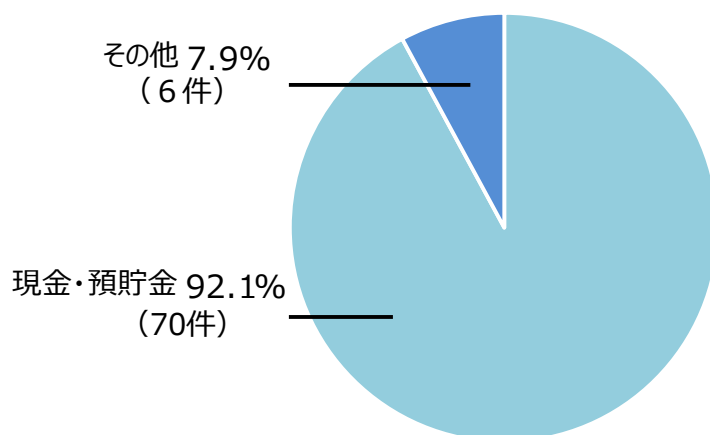
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和元事務年度においては、**実地調査件数（78件）**が対前事務年度比**251.6%**、**申告漏れ等の非違件数（75件）**が対前事務年度比**250.0%**と増加し、また実地調査1件当たりの追徴税額（903万円）も対前事務年度比**112.6%**と増加しました。

### ○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

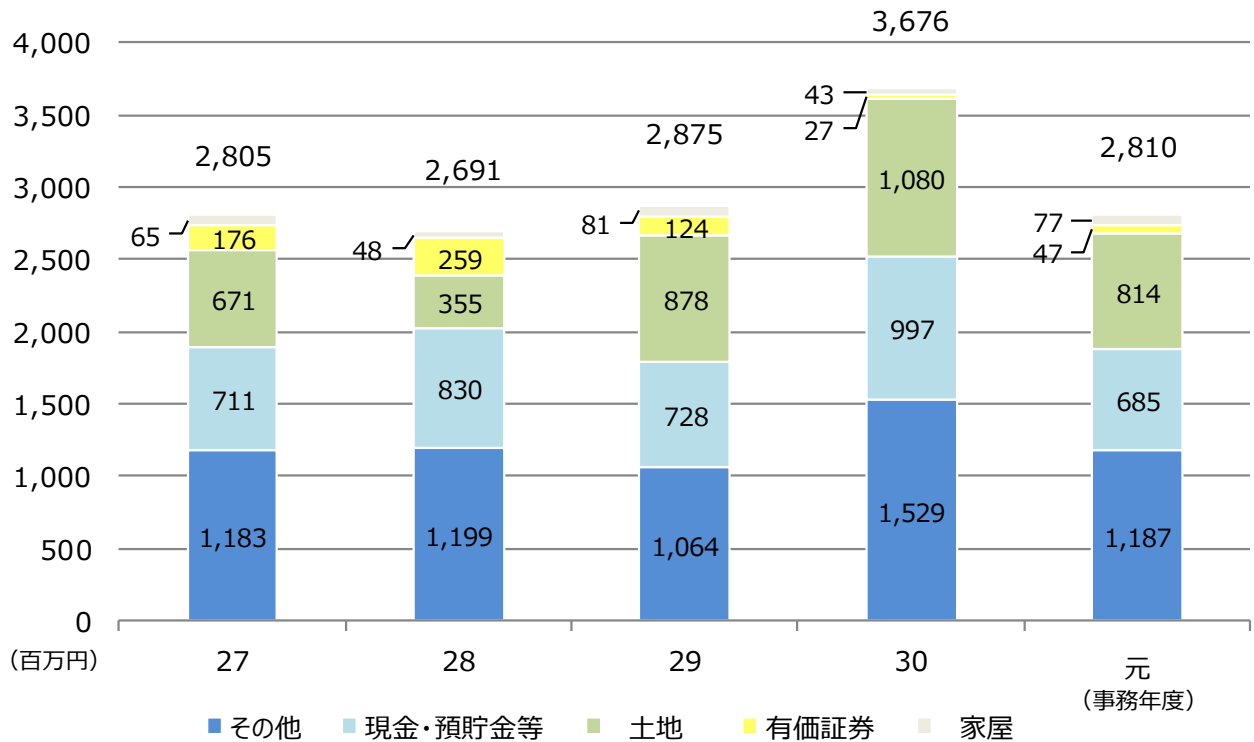
項目		事務年度等			
		平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	31件	78件	251.6%	
②	申告漏れ等の非違件数	30件	75件	250.0%	
③	申告漏れ課税価格	538百万円	1,299百万円	241.6%	
④	追徴税額	249百万円	704百万円	283.4%	
⑤	1 実地 件 地 当 調 た り 査	申告漏れ課税価格 (③/①)	1,735万円	1,666万円	96.0%
⑥		追徴税額 (④/①)	802万円	903万円	112.6%

### ○ 調査事績に係る財産別非違件数



### Ⅲ 参考計表

#### 1 申告漏れ相続財産の金額の推移



#### 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

